

(指定日中サービス支援型共同生活援助・指定短期入所)

HARUTAほりえ海岸 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社イクシオ（以下「事業者」という。）が開設するHARUTAほりえ海岸（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの指定日中サービス支援型共同生活援助に係る事業（以下「共同生活援助」という。）または、指定短期入所に係る事業（以下「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち、適切な共同生活援助または短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 障害の種別を問わず、障がい者自らが望む場所で社会の一員として持てる力を発揮し、充実した日常生活、または社会生活を営むことが出来るように、解決すべき課題等を把握した上で個別支援計画に基づき、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活援助を行う住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下「共同生活住居」という。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添い支援を行なう。また地域住民との交流を行い、地域に根ざした施設にしていく。関係市町村、他の障がい福祉サービス、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携し、チームアプローチ支援を行っていく。さらに、職員に各種研修の機会を提供し、資質の向上に努めていく。法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 HARUTAほりえ海岸

(2) 所在地 愛媛県松山市堀江町甲844番地49

2 当該事業所の共同生活住居の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 HARUTAほりえ海岸Aフラット、Bフラット

(2) 所在地 愛媛県松山市堀江町甲844番地49

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤) 兼務
- (2) サービス管理責任者 2名(常勤) 兼務
- (3) 生活支援員 19名(常勤14名) 全員兼務
- (4) 世話人 20名(常勤19名、非常勤1名) 兼務あり
- (5) 看護師 1名(非常勤1名) 兼務あり

(1) 管理者

管理者は、従業者の管理、共同生活援助及び短期入所の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活援助及び短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- ア 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する共同生活援助及び短期入所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、共同生活援助及び短期入所の目標及びその達成時期、共同生活援助及び短期入所を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。
- ウ 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- エ 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。
- オ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- カ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

- (3) 世話人
世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、次号に規定する生活支援員と協同して、適切に援助する。
- (4) 生活支援員
生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、前号に規定する世話人と協同して、適切に援助する。
- (5) 看護職員 1名（非常勤職員 1名）兼務
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (6) 夜間支援従事者は、夜間の時間帯において、利用者の状態に応じて健康管理、介護等の支援を行います。※生活支援員及び世話人が兼務します。

(入居定員)

第5条 日中サービス支援型共同生活援助事業所の入居者の定員は20名とする。

2 第3条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。

- (1) Aフラット 10名
- (2) Bフラット 10名

3 短期入所事業の利用者の定員は4名とする。

第3条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。

- (1) A-Sフラット 2名
- (2) B-Sフラット 2名

(指定共同生活援助の内容)

第6条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 日中活動に係る他の事業所等との連絡調整
- (8) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (9) 介護サービスが必要な者に対する食事、入浴、排せつ等の介護
- (10) 夜間における支援
- (11) 体験利用における支援
- (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (11) に附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(介護等)

第7条 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護又は家事等は行わないものとする。

(指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第8条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 難病等対象者

(サービス内容等の説明及び同意)

第9条 事業所は、利用者の障害特性に配慮しつつ、事業所の利用開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該事業所の利用について申込者の同意を得るものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 共同生活援助及び短期入所を提供した際には、利用者から当該共同生活援助及び短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない共同生活援助及び短期入所を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については、毎月27日に利用者から徴収（ただし、体験利用に係るものについては利用日数に合わせ按分した額とする。）し、徴収した月の翌月末又は利用契約書第24条の規定により利用契約を終了した日に精算し、残金が生じたときは、利用者とその残金を返還するものとする。

(1) 家賃 月額32000～42000円（翌月分）

(2) 光熱水費 月額15000円

(3) 食材料費 月額41850円（1350/日）

(4) 日用品費 月額3000円

(5) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 6 第3項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預かり証を、また、同項の規定による精算を行った時は、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者が同一の月に事業所が提供する共同生活援助等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助等及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(入居に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- (2) 火気の取り扱いに注意すること
- (3) けんか、口論その他、他人の迷惑となるような行為はしないこと
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと

(緊急時等における対応)

第13条 指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場や、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第16条 事業所は、提供した共同生活援助及び短期入所に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した共同生活援助及び短期入所に関し、法第48条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

- 第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止について)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止の適正化のため、マニュアル等の整備、委員会の定期的な開催を実施するものとする。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は行わない。万一、利用者又は他の利用者職員等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合には利用者・家族の同意を書面で受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。

4 身体拘束等の適正化のための指針を作成する。

5 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施することとする。

6 身体拘束の防止及び適正化のため、マニュアル等の整備、委員会の定期的な開催を実施するものとする。

(協力医療機関等)

第20条 事業所は利用者の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

医療機関名	科名	所在地	電話番号
山田内科クリニック	内科	松山市三番町5丁目9-4	089-941-6288
はしもと脳神経外科	脳神経外科	松山市馬木2230-1	089-989-5959
みやぎクリニック	腹部外科・消化器外科・ペインクリニック外科	松山市鷹子町442-2	089-993-8481
和ホスピタル	精神科	松山市柳原739	089-992-0700
かとう歯科医院	歯科	松山市高岡町209番地3	089-972-7878

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する共同生活援助及び短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、共同生活援助及び短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

令和4年10月31日

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第18条、第19条(虐待の防止、身体拘束禁止のための措置に関する事項) 改定。

令和5年4月1日

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

令和6年4月1日

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

1 指定基準条例に定める記載事項

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 入居定員
- ④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 入居に当たっての留意事項
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 非常災害対策
- ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑩ その他運営に関する重要事項